須崎市公共下水道施設等運営事業

募集要項

平成30年8月15日

須 崎 市

目 次

la	はじめに	1
1	本公募の概要	2
	(1) 公共施設等の管理者の名称	2
	(2) 担当部署	2
	(3) 募集要項等	2
2	2 本事業の概要	4
	(1) 事業目的	4
	(2) 本事業の対象施設と概要	4
	(3) 運営権設定対象施設の立地	7
	(4) 事業方式	8
	(5) 事業範囲	9
	(6) 事業期間	. 12
	(7) 下水道事業における使用料及び利用料金	. 13
	(8) 下水道事業における利用料金の設定及び収受	. 14
	(9) 事業の費用負担	. 16
	(10) 事業者が受領する権利・資産	
	(11) 市から事業者への職員の派遣	. 17
	(12) 運営権対価	
	(13) サービス対価	. 17
3	3 民間事業者の募集及び選定に関する事項	. 18
	(1) 募集及び選定の方法	
	(2) 募集及び選定スケジュール	
	(3) 応募者の参加資格要件	. 19
	(4) 公募手続き等	
	(5) 優先交渉権者の選定方法	
	(6) 優先交渉権者選定後の手続き	
	(7) 応募に関する留意事項	
4	1 その他	
	(1) 議会の議決	
	(2) 情報提供	. 29
	(3) その他	. 29

はじめに

須崎市(以下「市」という。)は、須崎市公共下水道施設等運営事業(以下「本事業」という。)を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づく事業を実施する民間事業者(2以上の法人から構成される民間事業者が選定された場合は、当該構成員全員の総称とする。以下「優先交渉権者」という。)を選定し、優先交渉権者が設立した特別目的会社(以下「SPC」という。)に対して、公共施設等運営権(PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。)を設定するとともに、須崎市公共下水道施設等運営事業公共施設等運営権実施契約(以下「実施契約」という。)を締結し、本事業を実施することを計画している。

本募集要項は、市が計画する競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式による事業者の選定(以下「本公募」という。)に適用するものである。なお、本募集要項は、公表日から実施契約の締結日までの期間において適用する。また、実施契約における当事者については、実施契約の締結日以降であっても、拘束するものとする。

平成 30 年 8 月 15 日

須崎市長 楠瀬 耕作

1 本公募の概要

(1) 公共施設等の管理者の名称 須崎市長 楠瀬 耕作

(2) 担当部署

須崎市役所 建設課 都市計画係 西村、谷脇、中平

住 所:〒785-8601 高知県須崎市山手町1番7号

電 話:0889-42-5193 FAX:0889-40-0118

E-mail: gesuidou@city.susaki.lg.jp

電子メール件名には、「【須崎 PFI】」を頭に付け、「提出者名」

を末尾に付けること("PFI"は半角、「須崎」と「PFI」の間にスペースなし)。

電子メール件名例:【須崎 PFI】 × ・・・(株)

(3) 募集要項等

本募集要項及びその添付資料は、以下のア~ケまでの書類(これらに補足資料、須崎市のホームページへの掲載などにより公表したこれらに関する質問回答書(須崎市公共下水道施設等運営事業実施方針に関する意見・質問への回答を含まない。)、その他これらに関して市が発出した書類を加えたものを、以下「募集要項等」と総称する。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。)により構成される。ア~クまでの書類は、審査に係る書類及び本事業の実施に係るその他書類一式(以下「提案書類」と総称する。)を作成するに当たっての前提条件であり、ア~カまでの書類は、実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものである。

また、優先交渉権者の選定に際して公表する上記以外の補足資料も募集要項等の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料(ただし、参考資料に該当する資料を除く。)も実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものとする。

- ア 須崎市公共下水道施設等運営事業募集要項(以下「募集要項」という。)
- イ 須崎市公共下水道施設等運営事業公共施設等運営権実施契約書(案)(以下「実施契約書(案)」という。)
- ウ 須崎市公共下水道施設等運営事業基本協定書(案)(以下「基本協定書(案)」 という。)
- エ 須崎市公共下水道施設等運営事業要求水準書(案)(以下「要求水準書(案)」 という。)
- オ 須崎市公共下水道施設等運営事業モニタリング基本計画(案)(以下「モニタリング基本計画(案)」という。)
- 力 関連資料集
- キ 須崎市公共下水道施設等運営事業優先交渉権者選定基準(以下「優先交渉権者選

定基準」という。)

ク 須崎市公共下水道施設等運営事業様式集及び記載要領(以下「様式集及び記載要領」という。)

ケ 参考資料集

なお、募集要項等と須崎市公共下水道施設等運営事業実施方針(平成30年2月16日公表。以下「実施方針」という。)及び実施方針に関する意見・質問への回答に相違がある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。

2 本事業の概要

(1) 事業目的

市の公共下水道は、昭和 51 年度に約 289ha の事業認可を受け、単独公共下水道として事業に着手し、漁業集落排水事業においても 2 地区(5 処理区)を平成 5 年度に事業に着手している。

その後、急激な社会状況の変化や、市の財政状況並びに人口減少等により各種諸元値が現計画と乖離してきていることや区域内の事業が完了していないことを勘案し、平成22年度に全体計画の見直しを行い、事業計画を変更している。さらに、平成25年度に開催された「高知県下水道経営健全化検討委員会(内閣府支援事業)」において、須崎市公共下水道は、「現在のまま推移すると事業の持続が困難になる」ことが指摘されている。

市では、平成 28 年度に、国土交通省国土技術政策総合研究所の「下水道革新的技術 実証事業 (B-DASH)」に応募し終末処理場のダウンサイジング事業に着手し、平成 27 年度より管渠等既存ストックの計画的保全管理の実施に向けた現状調査を開始するな ど、抜本的な経営改善に向けて歩みをはじめている。

こうした中、市は、公共下水道等の運営事業について、PFI法第6条に基づく民間提案を受け、国土交通省の先導的官民連携支援事業(地方公共団体等による調査実施への補助)を活用し、提案内容を検討した結果、有効性を確認したところである。

本事業は、下水道施設、漁業集落排水処理施設、クリーンセンター等の管理運営事業等について一体的に実施するものである。特に、下水道事業(汚水)の実施に当たっては、市は、PFI法に基づいて運営権を設定し、公共施設等運営事業として実施することを検討しており、民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを活かした施設計画や事業計画に基づき、施設の管理運営等を一体的に行うことにより、本施設に求められる役割・機能が最大限発揮されることを期待する。また、事業期間全体を通して、民間の資金及び技術的・経営的能力を活用することで、質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務遂行により、市の財政負担の軽減が図られることを期待する。

(2) 本事業の対象施設と概要

ア 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。

下水道管渠(汚水)

終末処理場 [B - DASH 実証実験施設は平成 35 年度末に国から市に所有権移転予 定]

雨水ポンプ場

下水道管渠(雨水)

漁業集落排水処理施設浄化槽(池ノ浦、中ノ島)

漁業集落排水処理施設中継ポンプ施設

クリーンセンター等

上記のを「運営権設定対象施設【事業開始時】」とする。

なお、下水道管渠を新設した場合は、工事ごとに完工したものから、上記 に含まれるものとする。

また、 は、国から市に B - DASH 実証実験施設の所有権が移転された後に運営権が設定されるものとする。(国から市に B - DASH 実証実験施設の所有権が移転された後(平成 36 年度以降(予定))は、上記 と を「運営権設定対象施設【所有権移転後】」とする。)

イ 対象施設の概要

下水道管渠(汚水)

【供用区域の既設下水管渠】

・汚水管:約10km(漁業集落排水処理施設の管渠は含まない)

終末処理場(B - DASH 実証実験施設は平成 35 年度末に国から市に所有権移転予 定)

場所:須崎市潮田町

· 供用開始:平成7年10月

· 処理能力:500 m3/日 (日最大)

処理方式:生物膜ろ過併用DHSろ床法

· 汚泥処理方式

濃縮方式 : 重力濃縮

脱水方式 : スクリュープレス脱水

雨水ポンプ場

(1)	名	称	大間ポンプ場	須崎ポンプ場	須崎西部 ポンプ場	処理場内 ポンプ場	浜町ポンプ場
(2)	位	置	須崎市 潮田町	須崎市港町	須崎市栄町	須崎市 潮田町	須崎市 浜町一丁目
(3)	下水	排除方式	分流式	分流式	分流式	分流式	分流式
(4)	能力	計画時間最 大汚水量 (m ³ /秒)	4.62	4.54	4.93	13.63	0.66
(5)	供用	開始	昭和 48 年	昭和 51 年	昭和 48 年	昭和 51 年	平成 25 年

下水道管渠(雨水)

・雨水管:約12km

漁業集落排水施設浄化槽(池ノ浦、中ノ島)

a 池ノ浦漁業集落処理施設

・処理方式:接触ばっ気方式

	規模·規格					
場 所	人槽数	処理水量	設置	放流水質(m	g/¦以下)	汚泥汲み取
	(人)	(m³/日)	年月日	BOD	SS	IJ
須崎市浦/内福良 224	210	56.7	H12.3.	20	30	20m³

b 中ノ島漁業集落排水処理施設

・処理方式:接触ばっ気方式

			規模·規	格				
場 所	人槽数	処理水 量	設置 年月日	放流 (mg/¦	水質 沁以下)	汚泥	備考	
	(人)	(m³/日)	+71	BOD	SS	//X 0 5 4X 1)		
(中/島地区) 須崎市大谷 888 番地先	100	27.00	H6.3.24	20	30	20m³		
(蜂ヶ尻地区) 須崎市大谷880番地先	90	24.30	H6.3.24	20	30	20m³		
(白浜地区) 須崎市野見 155 番地 2	51	13.77	H6.11.2 5	20	30	20m ³		
(戸島地区) 須崎市大谷 906 番地	51	13.77	H6.11.2 5	20	30	-	海上 輸送 あり	

クリーンセンター等

a クリーンセンター横浪

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
項目	内容
場所	須崎市浦/内東分フカウラ 2238-1
用途	再資源化処理施設
処理方式	磁選·手選別·圧縮·減容梱包·貯留
処理能力	6.2t/日(5H)
竣工年月	平成 16 年3月

b 須崎市一般廃棄物最終処分場

	居果初取於V 目	内容			
場所		須崎市浦/内東分フカウラ 2238-1			
竣工年月		平成 15 年3月			
	埋立地面 積	11,000m2			
	埋立容積	91,000m3			
埋立	埋立方法	サンドイッチセル構造			
型型 型分場	処 理 対 象 物	不燃ごみ、破砕ごみ・処理残さ			
	埋立量	(平成 27 年度実績)3,158m3/年(覆土含む)			
	<u> </u>	697 ^ト ッ/年(覆土含まない)			
	施工	大林・須工ときわ・八幡建設工事共同企業体			
閉鎖	閉鎖方法	地中連続壁 + 覆土 + 透気性防水シート			
処分場	面積	23,500m2			
		【水処理】 前処理 + カルシウム除去 + 生物脱窒素処理(接触ばっ気法)			
	処理方法	+ 凝集沈殿処理 + 砂 3 過処理 + 活性炭吸着処理 + キレート吸			
		着処理 + 消毒			
		【汚泥処理】			
\= .1. L.	60 TM 46 -	濃縮処理 + 脱水処理 + 埋立処理			
浸出水	処理能力	140m3/日(調整槽 8,000m3)			
処理施設		【処理水の水質】			
		pH:5.8 ~ 8.6			
	+1 1.55	BOD: 10 mg/			
	計画水質	SS:10mg/			
		T - N:10mg/			
		Ca2+:100mg/			
		その他項目:水質汚濁防止法に規定する排水基準値以下			

(3) 運営権設定対象施設の立地

本事業のうち、運営権設定対象とする施設が立地する所在地は、以下のとおりである。

運営権対象施設	所在地
終末処理場 (平成 36 年度以降)	須崎市潮田町3 - 13
	下分甲の一部
	池ノ内の一部
エル送答洞(汚ル)	港町
下水道管渠(汚水)	原町1丁目
	原町2丁目
	鍛治町

東糺町
西糺町
新町1丁目
新町2丁目
青木町
東古市町
西古市町
浜町1丁目
浜町2丁目
南古市町
横町
栄町
幸町
中町1丁目
中町2丁目
西町1丁目
西町2丁目
泉町
須崎
多り郷甲の一部
神田の一部
押岡の一部
大間西町
山手町
潮田町
大間本町
大間東町
赤崎町
緑町
西崎町
妙見町
土崎町
桐間西
桐間東
桐間南
吾井郷乙の一部

(4) 事業方式

本事業のうち、運営権設定対象施設については、PFI法第16条の規定に基づき実施する公共施設等運営事業とする。その他、運営権設定対象施設以外の施設については、包括的民間委託等により、選定された民間事業者が本事業の遂行を目的として設立する特別目的会社である事業者が一体的に管理運営するものとする。

対象事業の事業方式

	対象事業	事業方式	
下水道	下水道管渠	経営、企画、維持管理(巡視・	公共施設等運営事業
	(汚水)	点検、清掃、修繕)	
	終末処理場	経営、企画、維持管理(維持、	【~平成35年度末】包括的民間委託
	(B-DASH実証実験施設含	修繕)	【平成36年度~】公共施設等運営事業
む)			
雨水ポンプ場		保守点検	委託 (仕様発注)
	下水道管渠	維持管理(維持)	委託 (仕様発注)
	(雨水)		
漁業集落	浄化槽	維持管理(維持、修繕)	包括的民間委託
排水処理	中継ポンプ施設	維持管理(維持、修繕)	包括的民間委託
施設			
クリーンセング	ター等	運転管理、維持管理(維持)	包括的民間委託

(5) 事業範囲

本事業の範囲は以下のとおりとする。

なお、事業者は、事業期間中、本事業に係る業務のうち、契約(公共施設等運営事業について規定する公共施設等運営権実施契約を含む)に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、市に事前に通知した上で、第三者に委託し又は請け負わせることができる。

本事業を実施する上で、事業者が遵守すべき制限や手続等を含め、本事業における 詳細な実施条件については、要求水準書(案)実施契約書(案)に示す。

ア 公共施設等運営事業

- (ア) 経営に関する業務
 - a 計画関連業務【(汚水処理構想)(全体計画)(下水道法事業計画)(都市計画 法事業計画)(都市計画決定)】
 - b 終末処理場ストックマネジメント計画関連業務
 - c 雨水ポンプ場ストックマネジメント計画関連業務
 - d 汚水管渠ストックマネジメント計画関連業務
 - e 雨水管渠ストックマネジメント計画関連業務
 - f 会計関連業務【(移行支援)(経営戦略)(料金検討)】
 - g 事務支援業務【(予算)(統計処理)(調査資料支援)】
- (イ) 運営事業計画書の作成
- (ウ) 下水道管渠運営に関する企画、調整、実施に関する業務
 - a 計画的維持管理業務
 - b 管路ストックマネジメント計画関連業務
- (エ) 終末処理場の運転管理に関する業務(平成36年度以降)

- a 技術管理
- b リスク管理
- c 地域貢献
- d 中央操作室における計器類の監視及び操作並びに記録
- e 処理場設備機器の運転操作及び記録
- f 既設水処理設備の保守運転
- g 各種機器の日常及び定期点検整備及び記録
- h 水質等の監視
- i 終末処理場の維持管理に必要な水質試験業務及び記録
- j 終末処理場の運転用薬品、消耗品、油脂類等の管理および調達
- k 終末処理場の設備修繕(設備修繕計画に従い限度額を定めて行うもの)
- 1 法定水質分析
- m 沈砂、しさ、スカムの搬出
- n 環境の保持
- o 汚泥棟兼管理棟の床、タイル、窓ガラスの定期的な清掃
- p 汚泥棟兼管理棟のワックス仕上げ
- q 場内の清掃、環境整備
- r 臭気、騒音等に関する巡視

イ 終末処理場運転維持管理等包括的民間委託業務(事業開始~平成35年度)

- (ア) 中央操作室における計器類の監視及び操作並びに記録
- (イ) 終末処理場設備機器の運転操作及び記録
- (ウ) 既設水処理設備の保守運転
- (エ) 各種機器の日常及び定期点検整備及び記録
- (オ) 水質等の監視
- (カ) 終末処理場の維持管理に必要な水質試験業務及び記録
- (キ) 終末処理場の運転用薬品、消耗品、油脂類等の管理および調達
- (ク)終末処理場の設備修繕(設備修繕計画に従い限度額を定めて行うもの)
- (ケ) 法定水質分析
- (コ) 沈砂、しさ、スカムの搬出
- (サ) 環境の保持
- (シ) 汚泥棟兼管理棟の床、タイル、窓ガラスの定期的な清掃
- (ス) 汚泥棟兼管理棟のワックス仕上げ
- (セ) 場内の清掃、環境整備
- (ソ) 臭気、騒音等に関する巡視

ウ 雨水ポンプ場保守点検業務

- (ア) 保守点検業務
- (イ) ポンプ場施設の設備機器の定期点検、消防設備点検、計装設備点検、軽微な補 修及び塗装並びにそれらの記録及び報告書の作成
- (ウ) 保全管理業務

- (工)施設の設備・装置及び機器等の性能・機能を確保するための保全計画の策定及 び設備関連台帳の作成及び管理
- (オ) 物品管理業務
- (カ) 設備・装置及び機器等の油脂類及び消耗品の管理及び調達
- エ 下水道管渠(雨水)の維持管理業務
 - (ア) 維持管理計画策定業務及び月間維持管理計画策定業務
 - ・維持管理計画策定業務
 - ·月間維持管理計画策定業務
 - (イ) 計画的維持管理業務
 - ・巡視・点検・調査業務
 - ・清掃業務
 - ・修繕業務
- オ 漁業集落排水処理施設の包括的民間委託業務
 - (ア) 浄化槽の維持管理
 - (イ) 浄化槽への薬剤投入
 - (ウ) 中継ポンプ場の維持管理
 - (工) 臨時点検
- カ クリーンセンター等の包括的民間委託業務
 - (ア) 受付等業務
 - (イ) 運転等業務
 - (ウ) 管理等業務
 - (エ) その他業務

キ 附帯事業

附帯事業とは、公共施設等運営事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、 環境負荷低減、地域経済の活性化等の効用が発揮される事業のことをいう。

応募者が提案審査において附帯事業を提案する場合、参加資格審査後に、事前に提 案概要書を市に提出し、競争的対話を行うこと。市は提案概要書のうち附帯事業につ いて、政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断する。

市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に事業者の実施義務を定めることとする。

ク 任意事業

任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自 らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができ、また事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。ただ

し、任意事業の提案は必須ではなく、また事業期間中に事業者が提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。

事業者は、関係法令を遵守し、本事業の対象施設の機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、 公序良俗に反しない範囲において必要と考える業務、特に地域振興に資する業務等 を行うことができる。

応募者が提案審査において任意事業を提案する場合、参加資格審査後に、事前に 提案概要書を市に提出し、競争的対話を行うこと。

なお、事業者が本事業以外の事業を任意で行うに当たっては、本事業に影響を与 えないようリスク回避措置を十分に講ずるものとする。

区分	運営権	施設所有者	設置費·改築費負	維持管理費負担
			担	
附帯事業	設定対象	市	事業者	事業者
任意事業	設定対象外	事業者	事業者	事業者

(6) 事業期間

ア 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、本事業が開始された日(以下「本事業開始日」という。)より、下水道管渠(汚水)に対して運営権の設定を受けた日(以下「運営権設定日」という。)から 19 年を経過する日が属する事業年度末までとする。

事業期間:平成31年10月1日~平成51年3月末日 1

1 下水道(運営権設定対象) : 平成31年10月1日~平成51年3月末日下水道(運営権設定対象外) : 平成31年10月1日~平成36年3月末日漁業集落排水処理施設 : 平成31年10月1日~平成36年3月末日クリーンセンター等 : 平成31年10月1日~平成36年3月末日

イ 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から 19 年を経過する日が属する事業年度末までとする。

ウ 運営権の設定等及び事業者譲渡対象資産の譲受方法

3 に定める手続きによって選定され、市との間で基本協定(3(6)アに規定する 基本協定をいう。以下同じ。)を締結した優先交渉権者は、本事業の遂行を目的とす る特別目的会社(事業者)を設立する。

事業者は、市が管理する下水道管渠(汚水)について運営権の設定を受けて、運営権を設定された運営権者となる。また、市は本事業の運営に必要な備品及び消耗品等の資産を事業者に譲渡する。

事業者は、市との間で実施契約を締結し、これに定めるところにより、本事業を 実施する。

エ 事業期間終了時の取扱い

事業期間の経過に伴い本事業が終了する場合の運営権等の主な取扱いは次のとおりである。

a 運営権

運営権は本事業終了日に消滅する。

b 事業者の資産等

本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日において、事業者は、運営権設定対象施設を市又は市の指定する第三者に引き渡さなければならない。

また、市又は市の指定する第三者は、事業者の所有する資産のうち、必要と認め たものを時価にて買い取ることができる。

本事業の実施のために事業者が所有する資産(市又は市の指定する第三者が買い取る資産を除く。)については、すべて事業者の責任において処分しなければならない。

本事業用地及び施設については、本事業終了日に事業者は原則として自らの費用 負担により原状に復して市又は市の指定する者に引き渡さなければならない。ただ し、事業期間中において市の了解を得た上で改変や更新を行っている部分について は、基本的には原状に復する必要はない。また、市又は市の指定する者が買い取る 資産が本事業用地上に存在する場合には、現状有姿で引き渡す。

c 業務の引継ぎ

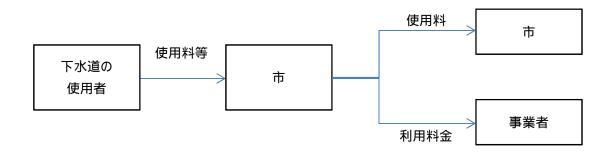
本事業終了に伴う市又は市の指定する者とへの業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、事業者は自らの責任及び費用負担により、本事業が円滑に引き継がれるよう適切な引継ぎを行わなければならない。

(7) 下水道事業における使用料及び利用料金

ア 使用料及び利用料金の定義

本事業期間中、本対象地域における下水道の使用者は、市に対する使用料と事業者に対する利用料金を支払うものとする。本募集要項では、本対象地域の下水道に係る使用料と利用料金を合わせたものを使用料及び利用料金(以下「使用料等」という。)と称する。

なお、使用料等の算出方法は、須崎市公共下水道条例の規定に基づくものとする。



イ 使用料等の改定

市は、須崎市公共下水道条例で定める使用料等の改定(以下「料金改定」という。) の必要性を計画的に検討し、必要に応じ改定を行う。

事業者は、5年に1回、料金改定に関して市に提案できるものとし、事業者から 提案があった場合には、市と事業者は協議を行う。この場合、当該時点での国内及 び市域の経済動向、市の財政状況等を勘案しつつ、事業計画の達成度を評価し、適 切に協議を行うが、最終的な決定は市が行う。

(8) 下水道事業における利用料金の設定及び収受

ア 利用料金の設定

事業者は、利用料金を本対象地域における下水道の使用者から収受する。

当該利用料金は、2(7)アに示す使用料等に対して、一定の割合(以下「利用料金設定割合」という。)を乗じて算定するものとする。市は、下水道事業につき当該事業の実施に必要な経費及び次のウに示す構成に基づき、利用料金設定割合を定める。利用料金設定割合は、須崎市公共下水道条例にその範囲を定めた上で、同条例施行規則において規定する。

なお、応募者が提案時に用いる利用料金設定割合は8割とする。ただし、事業開始日までの間に市が料金改定を行う場合、市は事業者が収受する利用料金の見込総額が提案時と変わらない額となるよう利用料金設定割合の変更を行う場合がある。

イ 利用料金設定割合の改定

(ア) 事業者の提案による利用料金設定割合の改定

事業者は、2(7)イに示す料金改定に伴う利用料金設定割合の改定に関わらず、5年に1回、利用料金設定割合の改定に関して市に提案できるものとする。この場合、2(7)イと同様に当該時点での国内及び市域の経済動向、市の財政状況等を勘案しつつ、事業計画の達成度を評価し、適切に協議を行うものとする。

(イ) 事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定

直近の利用料金設定割合の設定(改定)時から3年以内に、事業環境が著しく変化し、事業者の経営に著しい影響を及ぼす場合、臨時的に市と事業者は設定割合の改定等について協議を行うことができる。事業環境の著しい変化とは、以下に示すものとし、詳細は実施契約書(案)に示す。

- a 急激な社会情勢等の変化に伴う需要変動により、事業者が収受する利用料金が 著しく増減し、さらに継続的に事業者の収入が増減することが予想される場合
- b 電力料金単価等が著しく変動し、さらに継続的に事業者の負担が増減すること が予想される場合

(ウ) 法令等の変更又は市の計画変更に伴う利用料金設定割合の改定

法令等の変更又は市の計画変更により、事業者が負担する費用が著しく増減する場合、市と事業者は設定割合の改定について協議を行うことができる。法令等の変更又は市の計画変更とは、以下に示すものとし、詳細は実施契約書(案)に示す。

- a 法令等の変更は要求水準に影響し、事業者が負担する費用が著しく増減する場合
- b 当該事業に直接関係する税制等の変更により、事業者が負担する費用が著しく 増減する場合
- c 事業内容の変更等の市側の事由により計画が変わることで、事業者が負担する 費用が著しく増減する場合

(エ) その他市が必要と認める場合

上記(ア)から(ウ)までのほか、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水 道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合、市は、利用料金設定割合の 改定について、事業者に協議を申し入れることができる。

ウ 利用料金の構成内容

事業者が収受する利用料金の構成は下水道事業の公共施設等運営事業の経営に関する業務、下水道管渠(汚水)の企画・調整に関する業務、終末処理場の運転に関する業務(平成36年度以降)にかかる費用等の一部とする。

工 利用料金収受代行業務

実施契約とは別に市と事業者が締結する契約に基づき、市は、事業者を代行して 利用料金を市が受け取る使用料や水道料金とあわせて徴収する。市は、徴収した利 用料金を一定期間保管し、事業者に送金する。

オ 債権の担保のため利用料金の引き当て

要求水準違反金及び契約解除違約金について、市は、保管した利用料金を引き当てることができる。

カ 利用料金の未納者への対応

市の下水道使用者の未納者への支払いの催促等については、上記工に示した契約に基づき、市が事業者に代わって実施する。

ただし、未収の利用料金は事業者の債権であり、債権回収は民法上の手続きにより事業者が行う。この際、債権回収の時期等については、市と協議し行うものとする。

(9) 事業の費用負担

事業者は、下記により本事業の実施に要する費用を負担する。

ア 公共施設等運営事業

事業者は、下水道事業の公共施設等運営事業に係る費用の一部を負担し、残りは 市が負担する。なお、市が負担する費用はサービス対価として事業者へ支払うもの とし、優先交渉権者選定時に民間事業者が提示した金額とする。

イ 終末処理場の包括的民間委託(事業開始~平成35年度)

終末処理場の包括的民間委託(事業開始~平成35年度)に係る費用については市が負担する。なお、市が負担する費用はサービス対価として事業者へ支払うものとし、優先交渉権者選定時に民間事業者が提示した金額とする。

ウ 雨水ポンプ場の保守点検委託

雨水ポンプ場の維持管理委託に係る費用については市が負担する。なお、市が負担する費用はサービス対価として事業者へ支払うものとし、優先交渉権者選定時に 民間事業者が提示した金額とする。

エ 下水道管渠(雨水)の維持管理委託

下水道管渠(雨水)の維持管理委託に係る費用については市が負担する。なお、 市が負担する費用はサービス対価として事業者へ支払うものとし、優先交渉権者選 定時に民間事業者が提示した金額とする。

オ 漁業集落排水処理施設の包括的民間委託

漁業集落排水処理施設の包括的民間委託に係る費用については市が負担する。なお、市が負担する費用はサービス対価として事業者へ支払うものとし、優先交渉権者選定時に民間事業者が提示した金額とする。

カ クリーンセンター等の包括的民間委託

クリーンセンター等の包括的民間委託に係る費用については市が負担する。なお、 市が負担する費用はサービス対価として事業者へ支払うものとし、優先交渉権者選 定時に民間事業者が提示した金額とする。

キ 附帯事業

事業者は、附帯事業に係る設置費、改築費、維持管理費等を負担する。

ク 任意事業

事業者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理にあたっては上記アからキまでの業務に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

なお、事業者の費用負担については、「別紙6 サービス対価の支払方法」に示す。

(10) 事業者が受領する権利・資産

運営事業開始日までに事業者が受領する主な権利・資産は以下のとおりである。なお、 事業者が任意事業を実施する場合には、それに必要な権利を設定する予定である。

a 運営権

2(2)アで示した運営権設定対象施設【事業開始時】に設定される権利 (なお、公共施設等運営事業開始日以降に、国から市に B-DASH 実証実験施設の所 有権が移転された後(平成 36 年度以降)は、運営権設定対象施設【所有権移転後】 に設定される権利)

b 事業者譲渡対象資産

事業運営に必要な事業者譲渡対象資産(車両等を含む。)。

(11) 市から事業者への職員の派遣

市は運営権設定対象施設における技術継承および技術者の育成を目的とし、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)に基づき、必要に応じて特別目的会社へ市職員の退職派遣を行うことも検討する。

(12) 運営権対価

事業者は、下水道事業に係る運営権の設定に対する対価(以下「運営権対価」という。) を市に支払うものとする。運営権対価は0円以上とし、民間事業者の提案によるものとする。

(13) サービス対価

市は、事業者に対して、事業者が本事業を実施するにあたって必要となる費用の一部をサービス対価として支払う。

提案時におけるサービス対価の上限金額は次のものとする。

提案時におけるサービス対価の上限金額

1,074,252,000円 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)

3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集及び選定の方法

本事業の優先交渉権者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式による。

(2) 募集及び選定スケジュール

民間事業者の募集及び選定は、以下のスケジュールにより行う予定である。 なお、市は以下のスケジュールを変更することができる。

時期	内容
平成30年8月15日	募集要項等(要求水準書(案)優先交渉権者選定基準、
	基本協定書(案) 実施契約書(案) 関連資料集等)
	の公表
平成30年8月16日~8月22日	説明会及び現地見学会への申し込み受付
平成30年8月27日	説明会及び現地見学会の開催
平成30年8月27日~8月30日	募集要項等に関する質問の受付
平成30年9月13日	募集要項等に関する質問への回答
平成30年9月14日~9月21日	参加表明書(資格確認申請書を含む。)の受付
平成30年10月1日~10月5日	競争的対話(第1回)の実施
平成30年10月29日~11月2日	競争的対話(第2回)の実施
平成30年12月17日	提出書類 (提案書)の受付
平成31年1月	優先交渉権者の選定
平成31年1月	基本協定の締結
平成31年5月	運営権設定、契約の締結
平成31年10月	公共施設等運営事業開始

(3) 応募者の参加資格要件

ア 応募者の構成

- (ア) 応募者は、2(5)に掲げる業務を実施する予定の単体企業(以下「応募企業」という。) 又は複数の企業によって構成されるグループ(以下「コンソーシアム」という。) とする。
- (イ) 応募者は、応募企業、コンソーシアムを構成する企業(以下「コンソーシアム構成 員」という。)の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- (ウ) コンソーシアムにあってはコンソーシアム構成員から代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- (エ) 応募企業又はコンソーシアム構成員は、事業者に出資して、事業者の株主総会における全ての決議について議決権を有する普通株式(以下「本議決権株式」という) の全ての割当てを受けるものとする。なお、コンソーシアムの場合は代表企業の議決権比率が最大とならなければならない。
- (オ)参加資格審査書類の提出以降、応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の変更は認めない。ただし、コンソーシアム構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募企業又はコンソーシアム構成員が2(3)イ及びウの参加資格要件を満たさなくなった場合は、市に速やかに通知しなければならない。
- (カ) 参加資格審査書類の提出以降、応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、 同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない。また、参加 資格審査書類の提出以降、応募企業若しくはコンソーシアム構成員を取りやめた後、 他のコンソーシアム構成員となることも認めない。
- イ 応募企業、コンソーシアム構成員全員に共通の参加資格 応募企業又はコンソーシアム構成員は、以下の全ての資格要件を満たす必要がある。
- (ア) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない 者であること。
- (イ) PFI法第9条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しな い者であること。
- (ウ) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (エ) 市の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等に関する告示(平成29年須崎市告示第31号から第33号まで)の規定により、平成30年度の競争入札参加資格者名簿(建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品の購入等(製造を含む))のいずれかに登載されている者。なお、コンソーシアムにあってはコンソーシアム構成員の1者がそれに該当している必要がある。
- (オ) 参加資格審査書類の提出期限から優先交渉権者の選定の時までの期間に、須崎市から指名停止等の措置を受けていない者であること。

(カ) 本事業のアドバイザリー業務受託者及び当該アドバイザリー業務において業務協力 関係にある者でないこと、又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定 の関連のある者でないこと。なお、本事業のアドバイザリー業務受託者及び業務協 力関係にある者は以下のとおりである。

みずほ総合研究所株式会社

株式会社日水コン

西村あさひ法律事務所

- (キ) 2(5) アに規定する審査委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは 人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- (ク) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (ケ) 市の市長、副市長、委員会の委員(教育委員会にあっては、教育長及び委員)若しくは委員又は市の水道事業及び下水道事業管理者が役員等となっている法人(主として市の公共施設等運営事業の業務、市の指定管理者の業務又は市の請負の業務を行うこととなるものに限り、市が資本金、基本金 その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人を除く。)に該当しない者であること。
- (コ) 上記 (カ) から (ケ) までに定める者を本事業の応募にあたってのアドバイザーに 起用していないこと。
- ウ 応募企業、コンソーシアム構成員に求められる要件

応募企業又はコンソーシアム構成員は、以下の全ての資格要件を満たす必要がある。

(ア) 資格

コンソーシアム構成員のうち1社は、以下の資格要件を満たすこと。

高知県内に主たる営業所又は支店等(継続して入札に関すること等の委任を受けているものに限る。)を有していること。

JISQ15001プライバシーマークまたはISO27001・JISQ27001(情報セキュリティマネジメントシステム)の資格及び認証を受けていること。

(イ) 実績

コンソーシアム構成員のうち1者は以下の実績を有すること。

過去5年間において公共下水道事業に係る全体計画及び事業計画策定業務の実績を 有すること

『ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き (案)平成25年9月』に準拠した処理施設及び管路施設のストックマネジメント計 画策定業務の実績を有すること 過去5年間において終末処理場を有する公共下水道事業に係る固定資産調査及び企業会計移行に伴う支援業務の実績を有すること

過去5年間において公共下水道事業に係る料金改定案の作成に関する業務(財政シミュレーションの実施を伴なうもの)の実績を有すること

過去5年間において公共下水道及び汚水処理事業(浄化槽等)に係る維持管理モニタ リング業務の実績を有すること

(4) 公募手続き等

ア 募集要項等に関する説明会及び現地見学会の開催

市は、募集要項等に関する説明会及び現地見学会を、以下のとおり開催する。

(ア) 説明会

a 開催日時

平成 30 年 8 月 27 日 (月) 11 時 00 分~12 時 00 分

b 開催場所

須崎市役所

(住所:高知県須崎市山手町1番7号)

c 内容

募集要項等の概要、公募手続き等(予定)

- d 留意事項
- ・会場の駐車場には限りがあるため、公共交通機関又は周辺の駐車場を利用すること。
 - ・会場受付において参加申込書の原本を提出すること。
 - ・参加する者は、自ら募集要項等を持参すること。
- ・募集要項等に関する質問がある場合は、別途示す様式集の質問書により提出すること。

(会場での質問の受付及び質問への回答は行わない。)

- ・写真撮影、映像撮影は禁止する。
- (イ) 現地見学会
 - a 開催日時

平成 30 年 8 月 27 日 (月) 13 時 30 分~16 時 00 分

b 集合場所

須崎市役所

(住所:高知県須崎市山手町1番7号)

c 内容

須崎市内の主要各施設の見学

- d 留意事項
 - ・現地までの交通機関は市でバスを手配する予定であり、かかる費用については、参加者全員での負担とすることを想定している。(各参加者の負担は参加人数により異なる。詳細は、参加申込後に通知する。)
 - ・会場受付において参加申込書の原本を提出すること。

- ・現地見学会中は、写真撮影、映像撮影を許可するが、誘導する市職員の指示に従うこと。
- ・参加する者は、ヘルメットを持参すること。

(ウ) 申し込み

参加者は本事業に参加を検討する民間企業等とし、1 者につき 2 名までとする。 参加を希望する場合は、様式集及び記載要領に定める参加申込書を平成 30 年 8 月 21 日(火)午後 5 時までに、1(2)の担当部署へ電子メールにて送信の上、各 会場において原本を提出すること。なお、当日、会場での申し込みは受け付けない。市が参加申込書を受信し、参加を受け付けた際は、平成 30 年 8 月 22 日(水) 午後 5 時までに電子メールで受付完了の返信を行う。

イ 守秘義務対象の開示資料の貸与

(ア) 守秘義務対象開示資料

市は、守秘義務の遵守に関する誓約書の提出を条件とする関連資料及び参考資料集からなる開示資料(以下「守秘義務対象開示資料」という。)を貸与する。参加資格までに開示する守秘義務対象開示資料は、「別紙5 守秘義務対象の開示資料」に示す。また、参加資格審査以降、市は参加資格があるとされた者に対し、追加の守秘義務対象開示資料を開示する予定である。追加の守秘義務対象開示資料については、参加表明をする全ての者から要望を受け付け、開示可能な資料を全ての参加資格があるとされた者に開示する予定である。

(イ) 守秘義務の遵守に関する誓約書の提出

守秘義務対象開示資料の貸与を希望する者は、貸与を受けるため、守秘義務対象開示資料貸与申込書と守秘義務の遵守に関する誓約書を提出しなければならない。なお、守秘義務の遵守に関する誓約書には、参加資格審査以降で開示される 資料の守秘義務を含むものとする。

受付期間:平成30年8月16日(木)午前10時から平成30年8月22日(水)午後5時まで

(必着)

提出方法:様式集及び記載要領に従って記入し、1(2)の担当部署まで電子メールにより送信した上で、提出期限までに郵送等で送付すること。

貸与方法:守秘義務対象開示資料貸与申込書及び守秘義務の遵守に関する誓約書を1(2)の担当部署が受領後、速やかに、郵送等で送付する。

第二次被開示者への開示方法:様式集及び記載要領に定める方法に従うこと。

(ウ) 貸与資料の破棄

守秘義務対象開示資料の貸与を受けた者は、その使用を終えた時点で責任を持って破棄し、様式集及び記載要領に従って記入した破棄義務の遵守に関する報告書を守秘義務の遵守に関する誓約書の定めに従い、市に郵送等で送付すること。

ウ 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

(ア) 質問の受付

市は、募集要項等に記載の内容について質問を受け付ける。

受付期間: 平成 30 年 8 月 27 日(月)午前 10 時から平成 30 年 8 月 30 日(木)午後 5 時まで(必着)

提出方法:募集要項等に関する質問の内容を具体的かつ簡潔にまとめ、様式集 及び記載要領に定める質問書に記入し、電子メールにより送信するこ と。

なお、質問を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容(特殊な技術やノウハウ等)が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

質問書は、Microsoft Excel により作成することとし、提出者の名称並びにその部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを必ず記載すること。提出先は、1(2)の担当部署とする。なお、電子メール以外での質問には一切応じない。

(イ)回答の公表

市は、質問者が提出時に明らかにした質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、募集要項等に関する質問のうち市が必要と判断したもの及びその回答を、回答公表予定日に、市ホームページへの掲載などの方法により公表する。

なお、応募者が参加表明に当たって早期に了知する必要があると判断される質問に関しては、回答公表予定日以前に回答を公表することがある。

また、公平を期すため、質問を提出した者への直接回答は行わない。 回答公表 予定日:平成30年9月13日(木)

工 資格審査

(ア)参加表明書及び参加資格確認申請書の受付

審査に参加する応募者は、様式集及び記載要領に定めるところにより、参加表明 書及び参加資格確認申請書を作成し提出する。

受付期間: 平成30年9月14日(金)午前10時から平成30年9月21日(金)午後5時まで(必着)

提出方法:参加表明書及び参加資格確認申請書は、1(2)の担当部署に対し、電子メールにより送信した上で、提出期限までに持参又は郵送等で送付すること。

参加資格の確認基準日:平成30年9月21日(金)とする。

(イ)審査結果の通知

市は、参加資格確認の結果及び附帯事業及び任意事業の実施可否の結果を、応募 企業又は代表企業に対して、平成30年9月28日(金)までに通知する。

オ 競争的対話の実施

市は、参加資格があるとされた者に対し、本公募内容について市と応募者との齟齬を生じさせないようにすることと提案における要求水準未達成を防ぐことなどの目的で、競争的対話を行う。市は、その結果を踏まえ、必要に応じて募集要項等の調整を行う。

なお、参加資格があるとされた者は、競争的対話の参加にあたって、事前に、要求水準書(案)で示している変更提案受付対象部分(赤枠)に対する変更提案、附帯事業に対する提案、任意事業に対する提案について、提案概要書を作成し、市に提出するものとする。

受付期間: 平成30年10月1日(月)午前10時から平成30年10月5日(金)午後5時まで(必着)

提出方法:提案概要書は、1(2)の担当部署に対し、電子メールにより送信した上で、提出期限までに持参又は郵送等で送付すること。

具体的な実施方法については、平成30年9月下旬に示す。

力 提案審査

(ア) 提案書の受付

提案審査参加者は、様式集及び記載要領に定めるところにより、1(2)の担当 部署に対し提案書を提出する。なお、市は、提案書の提出前に追加の質問を受け 付けることがある。

なお、提案書提出後、提案審査参加者は、3(5)アに示す審査委員会において提 案に係るプレゼンテーションを行うことを予定している。

受付期間:平成30年12月10日(月)午前10時から平成30年12月17日(月)午後5時まで(必着)

提出方法:提出期限までに持参すること。

なお、1 者以上の提案審査参加者から提案書の提出がなかった場合、市は特定 事業の選定を取り消す。

(イ) 提案審査結果の通知

市は、提案審査の結果を、応募企業又は代表企業に対して、平成 31 年 1 月に通知する予定である。

(ウ) 提案書の作成等に係る費用

提案書の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

(5) 優先交渉権者の選定方法

ア 審査委員会の設置

市は、優先交渉権者等の選定にあたり、PFI法第11条に規定する客観的な評価を行うために、須崎市公共下水道施設等運営事業の優先交渉権者選定に係る審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置した。審査委員会は、優先交渉権者選定基準に基づき提案審査を行う。

審査委員会の委員は以下のとおりである。

なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、委員に対して、本事業に関連して、直接、間接を問わず接触を試みた場合は、本事業の応募参加資格を失う。

(敬称略)

区分	氏 名	所 属・役 職 等
委員長	藤原 拓	高知大学教育研究部自然科学系農学部門 教授
副委員長	藤井 良和	福岡市 道路下水道局 総務部 下水道経営企画課長
委員	片岡 裕明	高知県 土木部 公園下水道課 課長
委員	横畠 浩治	須崎市 副市長
委員	西森 茂幸	須崎市 環境保全課 課長
委員	岡村 茂	須崎市 建設課 課長

イ 審査委員会による意見の聴取

市は、資格審査及び提案審査(優先交渉権者等の選定)に当たり、審査委員会から優先交渉権者選定基準及び評価内容等についての意見を聞くこととする。なお、審査委員会は非公開とする。

ウ 審査方法

審査は、資格審査及び提案内容からなる。

資格審査では、参加資格要件の充足を確認するため、書類審査を行う。

提案審査では、要求水準の充足が確認された応募者の提案書類を対象とする。審査委員会における審査では、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、ヒアリング等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う予定である。

市は、審査委員会の審査を受け、応募者の順位を決定し、第一位の者を優先交渉 権者、第二位の者を次点交渉権者として選定する。

エ 審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後、市のホームページへの掲載等の方法により公表する。

オ 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し

民間事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募がない、又は応募者のいずれの提案も事業費総額の縮減が見込めない等の理由により、市が本事業を実施することが適当でないと判断した場合、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

カ 競争的対話の実施

市は、資格審査通過者に対して、提案書類の提出までに競争的対話を行う。その 結果を踏まえ、要求水準書(案)基本協定書(案)及び実施契約書(案)の調整を 行うことがある。

応募者が、要求水準書(案)で示している変更提案受付対象部分(赤枠)に対する変更提案、附帯事業に対する提案、任意事業に対する提案を行う場合は、参加資格審査終了後、提案概要書を市に提出し、競争的対話を実施すること。市は提案のあった内容について、市の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断するものとする。

キ 提案書類の提出等

資格審査を通過し、競争的対話を行った応募者は、提案書類を提出することができる。なお、提案書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

(6) 優先交渉権者選定後の手続き

ア 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書(案)に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に 実施契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は審査で決定された 順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、あらためて基本協定の締結以 降の手続を行うことができる。なお、市は、基本協定書(案)の修正には、原則と して応じない。

イ 特別目的会社の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、特別目的会社として、会社法に規定する株式会社を須崎市内に速やかに設立しなければならない。

なお、本事業期間中は特別目的会社の本社所在地を須崎市外に移転させないものとする。

ウ 優先交渉権者による運営準備行為

優先交渉権者は、株式会社の設立や実施契約の締結準備と並行して、運営開始に向けた準備行為として、市が協力する範囲で現地調査を実施することができるほか、本事業を円滑に開始するための協議を市と行う。

エ 運営権の設定及び実施契約の締結

市は、PFI法第19条第4項に定める運営権設定に係る議会の議決を得た上で、 事業者に対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、事業者は、公共 施設等運営権登録令に従って運営権の設定登録を行う。市と事業者は、実施契約書 (案)の内容に従い、運営権の設定後速やかに実施契約を締結する。 また、市は、実施契約の締結後、本事業開始予定日までに以下の手続を含む実施契約に定める条件を充足する。

- (ア)事業者との間の事業者譲渡対象資産に係る物品譲渡契約の締結
- (イ)事業者との間の事業用地等に係る市有財産貸付契約等の締結(民間事業者の提案によって必要となる場合)

オ 事業者譲渡対象資産の譲受

事業者譲渡対象資産リストは、市が譲渡手続の開始前までに更新し、事業者に提示するものとする。

カ事業の開始

事業者は、事業開始予定日に事業を開始する。

(7) 応募に関する留意事項

ア 応募の前提

(ア) 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載の条件を十分に理解し、これに承諾して応募すること。応募者は、募集要項等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

(イ)費用負担等

本公募における全ての手続のうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(ウ) 書面主義

本公募に関して市に対して行う全ての意思表示は、募集要項等に別段の定めのない限り、書面によるものとし、使用する言語は日本語とする。応募者が日本国外の企業から構成される場合、日本語と英語の併記を認めるが、その内容が異なる場合は日本語の記述が優先される。また、参加資格に係る資料の付属資料として応募者から提供される印刷物については外国語も認めるが、その場合、関連部分について日本語による正確な翻訳を添付するものとする。

(エ) 通貨及び単位

提案書類、質問・回答、審査等において使用する通貨及び単位は、日本円及び 計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定める単位とする。

(オ) 本公募状況の取扱い

優先交渉権者の選定において客観性及び公平性を担保するため、参加資格審査 の受付から審査結果の公表まで、本公募の状況については公表しない。

イ 応募者の提出する提案書類

応募者は、様式集及び記載要領に従い提案書類を作成する。

ウ 提案書類の取扱い

提案書類の取扱いは以下のとおりとする。

(ア) 著作権

提案書類の著作権は、当該提案書類を提出した者に帰属する。なお、本事業の公表その他市が必要と認めるときは、市は提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、提案書類は返却しない。

(イ) 特許権等

市は、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の 法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている維持管理方法等を使 用した結果生じる責任は負わない。

(ウ) 提案書類の公開

市は、必要に応じて、提案書類の一部を公開する場合がある。

(エ)提案内容の矛盾

提示図面あるいはイメージ図等と、文書による記載内容に矛盾がある場合には、 文書による記載内容が優先するものとする。

(オ) 提案内容の履行義務

優先交渉権者が、提案審査において市に提示した提案については、事業者がこれを履行する義務を負う。なお、プレゼンテーション時の事業提案内容に係る質問に関する回答についても同様に取り扱う。

エ 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本公募の検討以外の目的で使用することはできない。

オ 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は応募を無効とする。

「3(3)応募者の参加資格要件」を満たさない者が応募したとき

提案書類が不足しているとき

提案書類が様式集及び記載要領に従い記載されていないとき

提案書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき 市の許可なく、本事業の選定に関し、市職員に接触したとき

市の許可なく、本事業の選定に関し、審査委員会の委員に接触したとき

応募手続において不正な行為があったとき

提案書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき

提案書類に虚偽の内容が記載されているとき

2 通以上の提案書類を提出したとき

その他募集要項等に定める条件に違反したとき

4 その他

(1) 議会の議決

運営権の設定及び実施契約に関する議案を平成31年須崎市議会臨時会(5月開催予定) に提出予定である。

(2) 情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。 須崎市ホームページ: http://www.city.susaki.lg.jp

(3) その他

今後、募集要項等の変更が必要となる場合は、市は募集要項等を改正し修正版を公表する。